

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）
の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 伊万里市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第24号）の
一部を次のように改正する。

第17条及び附則第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 伊万里市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号）の一部を次
のように改正する。

第15条の5第3号及び第4号並びに第15条の6第1項第1号及び第3項第
1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 伊万里市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第3条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 伊万里市職員退職手当支給条例（昭和29年条例第20号）の一部を次
のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第
1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改
める。

(伊万里市法定外公共物管理条例の一部改正)

第6条 伊万里市法定外公共物管理条例（平成14年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 伊万里市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊万里市文化財保護条例の一部改正)

第8条 伊万里市文化財保護条例（昭和51年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第45条及び第46条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。